

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ <u>軽油引取税</u> ）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（漁業関係）		
要望内容 （概要）	船舶の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 船舶（漁船）の動力源に供する軽油を使用する漁業者 ・特例措置の内容 船舶（漁船）の動力源に供する軽油の引取については、所定の手続きを経た上で軽油引取税（15,000円/kl）の課税が免除される		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7①—		
減収 見込額	[初年度] —（▲4,380） [平年度] —（▲4,380） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 船舶の動力源に供する軽油をできるだけ安価で安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて漁業者の経営の体質強化を図り、水産物の安定供給を確保することを目的としている。 （2）施策の必要性 漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約2割と高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。このため、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担を軽減し、生産コストの低減により漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 水産業の成長産業化の実現		
	政策の達成目標	生産資材コストの低減により漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定的な供給を確保することを達成目標としている。		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで		
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。		
	政策目標の達成状況	漁業分野における令和6年度の免税軽油使用者は、約4.5万人となっており、免税額は約94億円と漁業者の経営の安定及び水産物の安定供給の確保に貢献しているところである（令和6年度の免税対象額は本則15,000円/klに当分の間税率17,100円/klが足された32,100円/kl）。		
有効性	要望の措置の適用見込み	区 分	令和9年度（見込み）	
		対象者数（千人）	45	
		適用数量（千kl）	292	
		減税見込額（百万円）	4,380	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給が期待される。		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置（石油石炭税）		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—		
	要望の措置の妥当性	漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。 こうした状況に対応し、生産コストの軽減により、経営の安定と国際競争に耐え得る体質の強い生産体制の確立を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を延長する必要がある。		

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	区分	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績)
		対象者数 (千人)	47	47	45
		適用数量 (千 kl)	319	311	292
		減税額 (百万円)	10,254	9,982	9,373
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	軽油引取税の課税免除の特例措置			
		適用総額の種類	適用総額 (千円)		
			R4 年度	R5 年度	R6 年度
		税額	77,005,749	76,683,722	74,960,658
	税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。			
	前回要望時の達成目標	政策の達成目標と同じ。			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給が図られているが、漁業における経営費に占める燃料費の割合は高く、漁業者の経営を巡る状況は依然として厳しい状況から、引き続き、本特例措置により漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。			
	これまでの要望経緯	昭和 31 年度税制創設 軽油引取税の創設と同税課税免除の特例措置 (恒久措置) の創設			
		平成 21 年度税制改正 平成 21 年度の地方税改正に伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改められ、使途制限が廃止された。これに伴い、軽油引取税の課税免除措置については、一部の用途を除き地方税本則による措置から地方税附則による 3 年間の暫定措置に変更した上で、存続されることとなった。			
		平成 24 年度税制要望 特例措置の 3 年延長			
		平成 27 年度税制要望 特例措置の 3 年延長			
		平成 30 年度税制要望 特例措置の 3 年延長			
		令和 3 年度税制要望 特例措置の 3 年延長			
		令和 6 年度税制要望 特例措置の 3 年延長			

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（漁業関係）

○短期・中期のアウトカム目標は達成しているが、長期のアウトカム目標は国内生産量に占める割合の大きいサバなどの漁獲量が減少したこと等を背景に、我が国の令和5年度における食用魚介類の生産額ベースの自給率（概算値）は前年度から2ポイント低下し54%となった。

○1人当たりの軽油引取税の免税額は、平均漁業所得の1割ほどの金額に上るため、本特例措置は経営費負担を軽減し、軽減された資金による再投資等によって、漁業就業者1人当たりの生産額は増加傾向にあることから漁業経営の安定化に寄与している。このため、本特例措置による漁業経営に対する効果は大きく、生産コストの低減による漁業者の経営の安定化、水産物の安定的な供給を確保する観点から、引き続き本特例措置を講じていく必要がある。